

最低賃金の引き上げに対応するために

「業務改善助成金」をご利用ください！

『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
※事業場内最低賃金が**834円から864円**の事業場が対象です（令和3年8月現在）
- ② 事業場規模100人以下

主な支給要件

- ① 事業場内最低賃金を20円以上引き上げること
- ② 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行うこと

助成額

- ① 生産性向上に役立つ機器・設備などの導入に要した費用の**4/5（9/10※）**
※生産性要件を満たした場合
- ② 助成上限額 **20万円から600万円**
（事業場内最低賃金の引き上げ額と引き上げる労働者の数に応じた額）

申請期限

令和4年1月31日

取組例

【事業内容】

美容業

【課題と対応】

洗髪業務を効率化し、時間短縮をしたいと考えました。

そこで、助成金を活用して洗い上がりも高評価な全自動シャンプー機を導入しました。

シャンプーを効率よく行い、従業員の負担を軽減したい



社長

さらなる工夫

システム導入による労務管理の効率化や、待機時間を短縮できる薬剤の導入により、従業員の負担を軽減している。

助成金の支給までの主な流れ（例）

- 9月10日 事業場内最低賃金840円（対象者2人）を9月21日から30円引き上げる計画を策定し、労働局に申請額を50万円とする助成金の交付申請書を提出
- 9月21日 就業規則を改定し、事業場内最低賃金を30円引き上げた870円とする
- 10月5日 労働局が審査の上、助成金の交付決定通知を行う
- 10月11日 生産性向上に役立つシャンプー機を導入して業務改善を行い、機器代金70万円を支払う
- 10月30日 対象者2人に対し、引き上げた賃金を支払う
- 11月5日 労働局に機器の導入・支払状況、引き上げ後の賃金の支払い状況などを記載した事業実施結果報告書を提出
- 11月22日 労働局が審査の上、助成金の交付額確定通知を行う
- 11月25日 労働局に助成金の支払請求書を提出
- 11月30日 労働局より助成金の支給を受ける

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。業務改善助成金コールセンター
電話番号：03-6388-6155（受付時間 平日8:30～17:15）に問い合わせください。

業務改善助成金

検索



【申請窓口】岡山労働局 雇用環境・均等室 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階 TEL 086-224-7639